

附表

(HSコード欄に×印のあるものを除く。)

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 3923 | プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップ その他これらに類する物品 |
| 392340 000 | －スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物 |
| 4822 | 製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する 糸巻類(せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。) |
| 482210 000 | －紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの |
| 6813 | ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品 (例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付 けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、 紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。) |
| 681320 000 | －石綿を含有するもの□ <補修用以外のものであって、自動車用のブレーキライニング及びブレーキパッドに 限る> |
| 7301 | 鋼矢板(穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。)及び 溶接形鋼 |
| 730120 100 | －形鋼 ――H形鋼 |
| 7305 | 鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。 横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。) |
| 730531 190 | × ー油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ × ー油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング －その他の溶接管 ――縦方向に溶接したもの ―――合金鋼のもの × ــــــــステンレス鋼のもの |
| 730539 900 | ―――その他のもの <水圧鉄管に限る。> |
| 730539 000 | ―――その他のもの <水圧鉄管に限る。> |
| 7308 | 構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、 屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第9406項の プレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他 これらに類する物品 |
| 730810 000 | －橋及び橋げた |
| 730820 000 | －塔及び格子柱 |
| 730830 000 | －戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居 |
| 730840 000 | －足場用、枠組み用又は支柱用(坑道用のものを含む。)の物品 |
| 730890 000 | －その他のもの |

| HSコード | | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|-----|---|
| 7309 | | |
| 730900 | 000 | 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器(内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。) |
| 7320 | | |
| 732010 | | 鉄鋼製のばね及びばね板 |
| | 100 | ー板ばね及びそのばね板 ーー自動車用のシャシばね及びそのばね板<補修用のものを除く。> |
| 7322 | | |
| | | セントラルヒーティング用のラジエーター(電気加熱式のものを除く。)及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器(新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。)並びにこれらの部分品(この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。) |
| | | ーラジエーター及びその部分品 |
| 732211 | 000 | ーー 鋳鉄製のもの |
| 732219 | 000 | ーー その他のもの |
| 732290 | 000 | ーー その他のもの |
| 7610 | | |
| | | 構造物及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第9406項のプレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品 |
| 761010 | 000 | ー戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居 |
| 761090 | | ーその他のもの |
| | 100 | ーー 構造物及びその部分品(第761010号の物品を除く。) |
| | 900 | ーー その他のもの |
| 7611 | | |
| 761100 | 000 | アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器(内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。) |
| 8202 | | |
| | | のこぎり(種類を問わない。)のブレード(切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。)及び手のこぎり |
| 820240 | 000 | ーチェーンソーのブレード |
| 8210 | | |
| 821000 | 000 | 手動式器具(飲食物の調整に使用するもので、重量が10キログラム以下のものに限る。) |
| 8402 | | |
| | | 蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。)及び過熱水ボイラー |
| | | ー蒸気発生ボイラー |
| 840211 | 000 | ーー 水管ボイラー(蒸気の発生量が毎時45トンを超えるものに限る。) |
| 840212 | 000 | ーー 水管ボイラー(蒸気の発生量が毎時45トン以下のものに限る。) |
| 840219 | 000 | ーー その他の蒸気発生ボイラー(組合せボイラーを含む。) |
| 840220 | 000 | ー過熱水ボイラー |
| 840290 | 000 | ー部分品 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 8403 | セントラルヒーティング用ボイラー(第8402項のものを除く。) |
| 840310 000 | －ボイラー |
| 840390 000 | －部分品 |
| 8404 | 補助機器(第8402項又は第8403項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器)及び蒸気原動機用復水器 |
| 840410 000 | －補助機器(第8402項又は第8403項のボイラー用のものに限る。) |
| 840420 000 | －蒸気原動機用復水器 |
| 840490 000 | －部分品 |
| 8405 | 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機(清浄機を有するか有しないかを問わない。) |
| 840510 000 | －発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機(清浄機を有するか有しないかを問わない。) |
| 840590 000 | －部分品 |
| 8406 | 蒸気タービン |
| × | －タービン(船舶推進用のものに限る。) |
| | －その他のタービン |
| 840681 000 | －出力が40メガワットを超えるもの |
| 840682 000 | －出力が40メガワット以下のもの |
| 840690 000 | －部分品 |
| 8407 | ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及びロータリーエンジンに限る。) |
| 840710 000 | －航空機用エンジン |
| × | －船舶推進用エンジン |
| | －ピストン式往復動機関(第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。) |
| 840732 000 | －シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの <モーターサイクル用のもの及びスノーモービル用のものを除く。> |
| 840733 | －シリンダー容積が250立方センチメートルを超え1,000立方センチメートル以下のもの |
| × | －モーターサイクル用のもの |
| 200 | －スノーモービル用のもの |
| 900 | －その他のもの |
| 840734 000 | －シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの <モーターサイクル用のものを除く。> |
| 840790 | －その他のエンジン |
| 200 | －出力が3馬力を超えるもの |
| 8408 | ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン) |
| × | －船舶推進用エンジン |
| 840820 000 | －第87類の車両の駆動に使用する種類のエンジン |
| 840890 | －その他のエンジン |
| 200 | －出力が10馬力を超え30馬力以下のもの |
| 300 | －出力が30馬力を超え100馬力以下のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| | 400 ー 出力が100馬力を超え500馬力以下のもの |
| | 500 ー 出力が500馬力を超えるもの |
| 8409 | 第8407項又は第8408項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 |
| 840910 | 000 ー 航空機用エンジンのもの ー その他のもの |
| 840991 | ー ー ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの |
| | 100 ー ー ー 第87類の車両用エンジンのもの<補修用のものを除く。> |
| | × ー ー ー 船舶推進用エンジンのもの |
| | 900 ー ー ー その他のもの |
| 840999 | ー ー その他のもの |
| | 100 ー ー ー 第87類の車両用エンジンのもの<補修用のものを除く。> |
| | × ー ー ー 船舶推進用エンジンのもの |
| | 900 ー ー ー その他のもの |
| 8410 | 液体タービン及び水車並びにこれらの調速機 ー 液体タービン及び水車 |
| 841011 | 000 ー ー 出力が1,000キロワット以下のもの |
| 841012 | 000 ー ー 出力が1,000キロワットを超え10,000キロワット以下のもの |
| 841013 | 000 ー ー 出力が10,000キロワットを超えるもの |
| 841090 | 000 ー 部分品(調速機を含む。) |
| 8411 | ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン ー ターボジェット |
| 841111 | 000 ー ー 推力が25キロニュートン以下のもの |
| 841112 | 000 ー ー 推力が25キロニュートンを超えるもの |
| | ー ターボプロペラ |
| 841121 | 000 ー ー 出力が1,100キロワット以下のもの |
| 841122 | 000 ー ー 出力が1,100キロワットを超えるもの ー その他のガスタービン |
| 841181 | 000 ー ー 出力が5,000キロワット以下のもの |
| 841182 | 000 ー ー 出力が5,000キロワットを超えるもの ー 部分品 |
| 841191 | 000 ー ー ターボジェット又はターボプロペラのもの |
| 841199 | 000 ー ー その他のもの |
| 8412 | その他の原動機 |
| 841210 | 000 ー 反動エンジン(ターボジェットを除く。) ー 液体原動機 |
| 841221 | 000 ー ー 直線運動式(シリンダー式)のもの |
| 841229 | 000 ー ー その他のもの ー 気体原動機 |
| 841231 | 000 ー ー 直線運動式(シリンダー式)のもの |
| 841239 | 000 ー ー その他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 841280 000 | －その他のもの |
| 841290 000 | －部分品 |
| 8413 | 液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わない。)及び液体エレベーター －ポンプ(計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。) |
| 841311 000 | －燃料又は潤滑油の供給用ポンプ(給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。) |
| 841319 000 | －その他のもの |
| 841320 000 | －ハンドポンプ(第841311号又は第841319号の物品を除く。) |
| 841330 000 | －燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ(ピストン式内燃機関用のものに限る。) |
| 841340 000 | －コンクリートポンプ |
| 841350 | －その他の往復容積式ポンプ |
| 100 | －油圧ポンプ |
| 900 | －その他のもの |
| 841360 | －その他の回転容積式ポンプ |
| 100 | －油圧ポンプ |
| 900 | －その他のもの<出力が1キロワット未満の電動機を自蔵する電動井戸ポンプを除く。> |
| 841370 | －その他の遠心ポンプ |
| 100 | －うず巻ポンプ |
| 200 | －タービンポンプ |
| 900 | －その他のもの |
| | －その他のポンプ及び液体エレベーター |
| 841381 000 | －ポンプ |
| 841382 000 | －液体エレベーター |
| | －部分品 |
| 841391 000 | －ポンプのもの |
| 841392 000 | －液体エレベーターのもの |
| 8414 | 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード (ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) 並びに密閉形の生物学的安全キャビネット(フィルターをとりつけてあるかないかを問わない。) |
| 841410 000 | －真空ポンプ |
| 841420 000 | －手押し式又は足踏み式の気体ポンプ |
| 841430 | －圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。) |
| × | －自動車用エアコンディショナーに使用する種類のもの |
| 900 | －その他のもの |
| 841440 000 | －気体圧縮機(けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。) |
| | －ファン |
| × | －卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン(出力が125ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。) |
| 841459 000 | －その他のもの |
| 841460 000 | －フード(水平面の最大側長が120センチメートル以下のものに限る。) |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 841470 | 000 ー密閉形の生物学的安全キャビネット |
| 841480 | ーその他のもの |
| | 100 ーー気体ポンプ |
| | ーー気体圧縮機 |
| | 210 ーーー往復式のもの |
| | 220 ーーー回転式のもの |
| | 290 ーーーその他のもの |
| | 900 ーーその他のもの |
| 841490 | ー部分品 |
| | 100 ーー気体ポンプ又は気体圧縮機のもの |
| | 900 ーーその他のもの |
| 8416 | 炉用バーナー(液体燃料用、粉碎した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。)及びメカニカルストーカー(機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。) |
| 841610 | 000 ー液体燃料用の炉用バーナー |
| 841620 | 000 ーその他の炉用バーナー(複合型バーナーを含む。) |
| 841630 | 000 ーメカニカルストーカー(機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。) |
| 841690 | 000 ー部分品 |
| 8417 | 炉(焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。) |
| 841710 | 000 ー炉(鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。) |
| 841720 | 000 ーベーカーオーブン(ビスケットオーブンを含む。) |
| 841790 | 000 ー部分品 |
| 8418 | 冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ(第8415項のエアコンディショナーを除く。) |
| 841810 | ー冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたものを有するものに限る。) |
| | 100 ーー小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。) |
| | 900 ーーその他のもの |
| | × ー家庭用冷蔵庫 |
| 841830 | 000 ー横置き型冷凍庫(容量が800リットル以下のものに限る。) |
| 841840 | 000 ー直立型冷凍庫(容量が900リットル以下のものに限る。) |
| 841850 | 000 ー貯蔵及び展示用のその他の備付品(チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。) |
| | ーその他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ |
| 841861 | ーーヒートポンプ(第8415項のエアコンディショナーを除く。) |
| | ーーー冷凍機 |
| | 110 ーーーーエアコンディショナー用コンデンシングユニット |
| | 190 ーーーーその他のもの |
| | 300 ーーーリキッドチリングユニット |
| | 900 ーーーその他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 841869 | --その他のもの 100 --リキッドチリングユニット 900 --その他のもの --部分品 841891 000 --冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器 841899 --その他のもの × --冷凍冷蔵庫又は家庭用冷蔵庫のもの 900 --その他のもの |
| 8419 | 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第8514項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。) × --瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。) --乾燥機 × --その他のもの(農作物用のものに限る。) 841935 000 --その他のもの(木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。) 841939 000 --その他のもの 841940 000 --蒸留用又は精留用の機器 841950 000 --熱交換装置 841960 000 --気体液化装置 --その他の機器 841981 000 --ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器 841989 000 --その他のもの 841990 000 --部分品 |
| 8421 | 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機 --遠心分離機(遠心式脱水機を含む。) 842111 000 --クリーム分離機 × --衣類脱水機 842119 000 --その他のもの --液体のろ過機及び清浄機 842121 000 --水のろ過用又は清浄用のもの 842122 000 --飲料(水を除く。)のろ過用又は清浄用のもの 842123 000 --内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機 842129 000 --その他のもの --気体のろ過機及び清浄機 × --内燃機関の吸気用のろ過機 842132 000 --内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。) 842139 000 --その他のもの --部分品 842191 000 --遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)のもの 842199 000 --その他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|--|---|
| 8422 842220 842230 100 900 842240 100 200 900 842290 | 皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械(熱収縮包装用機械を含む。))及び飲料用の炭酸ガス注入機 ー清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。) ー充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機 ー製袋充てん機 ーその他のもの ーその他の包装機械(熱収縮包装用機械を含む。) ーオートマチックラッピングマシン ーバンドかけ機 ーその他のもの ー部分品 |
| 8424 842489 | 噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)、消火器(消火剤を充填してあるかないかを問わない。)スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 × ー消火器(消火剤を充填してあるかないかを問わない。) × ースプレーガンその他これに類する機器 × ー蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 ーその他の機器 × ー農業用又は園芸用のもの ーその他のもの |
| 8425 842511 842531 842539 100 900 842541 842542 842549 | プーリータックル、ホイスト(スキップホイストを除く。)、ウィンチ、キャプスタン及びジャッキ ープーリータックル及びホイスト(スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。) ー電動機により作動するもの ーウィンチ及びキャプスタン ー電動機により作動するもの ーその他のもの 100 ー油圧式のもの 900 ーその他のもの ージャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト ー据付け式ジャッキ装置(修理場において使用する種類のものに限る。) ーその他のジャッキ及びホイスト(液圧式のものに限る。) ーその他のもの |
| 8426 | デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック ー天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフ |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| | ディングフレーム及びストラッドルキャリアー |
| 842611 000 | ー固定した支持物に取り付けた天井クレーン |
| 842612 000 | ータイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリアー |
| 842619 000 | ーその他のもの |
| 842620 000 | ータワークレーン |
| 842630 000 | ー門形ジブクレーン |
| | ーその他の機械(自走式のものに限る。) |
| 842641 | ータイヤ付きのもの |
| | ーラフテレーンクレーン |
| 210 | ー中古のもの |
| 290 | ーその他のもの |
| 900 | ーその他のもの |
| 842649 | ーその他のもの |
| 100 | ー中古のもの |
| 900 | ーその他のもの |
| | ーその他の機械 |
| 842691 000 | ー道路走行車両に装備するために設計したもの |
| 842699 000 | ーその他のもの |
| 8427 | フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック |
| 842710 | ー自走式トラック(電動機により作動するものに限る。) |
| 100 | ーフォークリフトトラック |
| 900 | ーその他のもの |
| 842720 | ーその他の自走式トラック |
| | ーフォークリフトトラック |
| 110 | ーピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの |
| 190 | ーピストン式火花点火内燃機関を搭載したもの |
| 900 | ーその他のもの |
| 842790 000 | ーその他のトラック |
| 8428 | その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー) |
| 842810 | ー昇降機及びスキップホイスト |
| 100 | ー昇降機(貨物用のものを除く。) |
| 900 | ーその他のもの |
| 842820 000 | ーニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ |
| | ーその他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ(貨物用のものに限る。) |
| 842831 000 | ー地下で使用するために特に設計したもの |
| 842832 000 | ーその他のもの(バケット型のものに限る。) |
| 842833 000 | ーその他のもの(ベルト型のものに限る。) |
| 842839 | ーその他のもの |
| 100 | ーローラーコンベヤ |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| | 900 --- その他のもの |
| 842840 | 000 - エスカレーター及び移動式歩道 |
| 842860 | 000 - ロープウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置 |
| 842870 | 000 - 産業用ロボット |
| 842890 | 000 - その他の機械 |
| 8429 | ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー(自走式のものに限る。) |
| | - ブルドーザー及びアングルドーザー |
| 842911 | - - 無限軌道式のもの |
| | 100 --- 中古のもの |
| | 900 --- その他のもの |
| 842919 | 000 - - その他のもの |
| 842920 | 000 - 地ならし機 |
| 842930 | 000 - スクレーパー |
| 842940 | - 突固め用機械及びロードローラー |
| | 200 - - タイヤ式のもの |
| | 300 - - 振動式のもの |
| | 900 - - その他のもの |
| | - メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー |
| 842951 | - - フロントエンド型ショベルローダー |
| | 200 --- 中古のもの |
| | 800 --- その他のもの |
| 842952 | - - 上部構造が360度回転するもの |
| | - - - 油圧式のもの(6トン未満のもの) |
| | 111 - - - - 中古のもの |
| | 119 - - - - その他のもの |
| | - - - 油圧式のもの(6トン以上のもの) |
| | 121 - - - - 中古のもの |
| | 129 - - - - その他のもの |
| | 900 - - - その他のもの |
| 842959 | - - その他のもの |
| | 100 - - - 油圧式のもの |
| | 900 - - - その他のもの |
| 8430 | その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉦物用又は鉦石用のものに限る。)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 |
| 843010 | 000 - くい打ち機及びくい抜き機 |
| 843020 | 000 - 除雪機 |
| | - コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機 |
| 843031 | 000 - - 自走式のもの |
| 843039 | 000 - - その他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 843041 000 | －その他のせん孔用又は掘削用の機械 |
| 843049 | －自走式のもの |
| | －－その他のもの |
| | 100 －－－せん孔用の機械 |
| | 200 －－－掘削用の機械 |
| 843050 000 | －その他の機械(自走式のものに限る。) |
| | －その他の機械(自走式のを除く。) |
| 843061 000 | －突固め用機械 |
| 843069 000 | －－その他のもの |
| 8431 | 第8425項から第8430項までの機械に専ら又は主として使用する部分品 |
| 843110 000 | －第8425項の機械のもの |
| 843120 000 | －第8427項の機械のもの |
| | －第8428項の機械のもの |
| 843131 000 | －昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの |
| 843139 | －－その他のもの |
| | 200 －－－第842833号の機械のもの |
| | 900 －－－その他のもの |
| | －第8426項、第8429項又は第8430項の機械のもの |
| 843141 000 | －バケット、ショベル、グラブ及びグリッブ |
| 843142 000 | －ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード |
| 843143 000 | －第843041号又は第843049号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品 |
| 843149 | －－その他のもの |
| | －－－第8426項の機械のもの |
| | 110 －－－クレーンのもの |
| | 190 －－－－その他のもの |
| | 900 －－－－その他のもの |
| 8433 | 収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のペーラーを含む)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第8437項の機械を除く。) |
| | × 芝生用、公園用又は運動場用の草刈機 |
| | × ーその他の草刈機(トラクター装置用のカッターバーを含む。) |
| | × ーその他の乾草製造用機械 |
| | × ーわら用又は牧草用のペーラー(ピックアップペーラーを含む。) |
| | －その他の収穫機及び脱穀機 |
| 843351 000 | －コンバイン |
| 843352 000 | －－その他の脱穀機 |
| 843390 000 | －部分品 |
| 8434 | 搾乳機及び酪農機械 |
| 843410 000 | －搾乳機 |
| 843420 000 | －酪農機械 |
| 843490 000 | －部分品 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 8435 | プレス、破碎機その他これらに類する機械(ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。) |
| 843510 | 000 ー 機械 |
| 843590 | 000 ー 部分品 |
| 8436 | その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械(機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。)並びに家きんのふ卵器及び育すう器 |
| 843610 | 000 ー 飼料調製用機械 |
| 8437 | 種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械(農場用のものを除く。) |
| 843780 | × ー 種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械 ー その他の機械 |
| | 200 ー ー 精米麦機 |
| | 900 ー ー その他のもの<もみ摺機に限る。> |
| 843790 | 000 ー 部分品 |
| 8438 | 飲食料品の調製業用又は製造業用の機械(動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。) |
| 843810 | ー ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械 |
| | 100 ー ー ベーカリー機械 |
| | 200 ー ー 製めん機 |
| | 900 ー ー その他のもの |
| 843820 | 000 ー 菓子、ココア又はチョコレートの製造機械 |
| 843830 | 000 ー 砂糖製造機械 |
| 843840 | 000 ー 醸造用機械 |
| 843850 | 000 ー 肉又は家きんの調製用機械 |
| 843860 | 000 ー 果実、ナット又は野菜の調製用機械 |
| 843880 | ー その他の機械 |
| | 100 ー ー 魚の調製用機械 |
| | 900 ー ー その他のもの |
| 843890 | 000 ー 部分品 |
| 8439 | 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械 |
| 843910 | 000 ー 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械 |
| 843920 | 000 ー 紙又は板紙の製造機械 |
| 843930 | ー 紙又は板紙の仕上げ用機械 |
| | 100 ー ー 連続式段ボール製造機 |
| | 900 ー ー その他のもの |
| | ー 部分品 |
| 843991 | 000 ー ー 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの |
| 843999 | 000 ー ー その他のもの |
| 8440 | 製本用機械(製本ミシンを含む。) |
| 844010 | 000 ー 機械 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 844090 000 | 一部分品 |
| 8441 | その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械(切断機を含む。) |
| 844110 000 | 一切断機 |
| 844120 000 | 一袋又は封筒の製造機械 |
| 844130 000 | 一箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械(型を使用する成形により製造する機械を除く。) |
| 844140 000 | 一製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械(型を使用するものに限る。) |
| 844180 000 | 一その他の機械 |
| 844190 000 | 一部分品 |
| 8442 | プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器(第8456項から第8465項までの機械を除く。)、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン |
| 844230 000 | 一印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器 |
| 844240 000 | 一第844230号の機器の部分品 |
| 844250 000 | 一プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン |
| 8443 | 印刷機(第8442項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)並びに部分品及び附属品 |
| | 一印刷機(第8442項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの) |
| 844311 000 | 一一オフセット印刷機(巻紙式のものに限る。) |
| 844312 000 | 一一オフセット印刷機(枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でのシートの一方が22センチメートル以下、他方が36センチメートル以下のもの) |
| 844313 000 | 一一その他のオフセット印刷機 |
| 844314 000 | 一一凸版印刷機(巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。) |
| 844315 000 | 一一凸版印刷機(巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。) |
| 844316 000 | 一一フレキソ印刷機 |
| 844317 000 | 一一グラビア印刷機 |
| 844319 000 | 一一その他のもの |
| | 一部分品及び附属品 |
| 844391 000 | 一一印刷機の部分品及び附属品(第8442項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。) |
| 844399 000 | 一一その他のもの |
| 8444 | |
| 844400 000 | 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機 |
| 8445 | 紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及び第8446項又は第8447項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 844511 000 | －紡績準備機械 |
| 844512 000 | －カード |
| 844513 000 | －コーマ |
| 844519 000 | －練条機及び粗紡機 |
| 844520 000 | －その他のもの |
| 844530 000 | －精紡機 |
| 844540 000 | －合糸機及びねん糸機 |
| 844590 000 | －糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及びかせ機 |
| 844590 000 | －その他のもの |
| 8446 | 織機 |
| 844610 000 | －織幅が30センチメートル以下のもの |
| | －織幅が30センチメートルを超えるもの(シャトル式のものに限る。) |
| 844621 000 | －力織機 |
| 844629 000 | －その他のもの |
| 844630 000 | －織幅が30センチメートルを超えるもの(シャトル式のを除く。) |
| 8447 | 編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械 |
| | －丸編機 |
| 844711 000 | －シリンダーの直径が165ミリメートル以下のもの |
| 844712 000 | －シリンダーの直径が165ミリメートルを超えるもの |
| 844720 | －平型編機及びステッチボンディングマシン |
| 100 | －平型編機 |
| 200 | －ステッチボンディングマシン |
| 844790 | －その他のもの |
| 100 | －たて編機 |
| 900 | －その他のもの |
| 8448 | 第8444項から第8447項までの機械の補助機械(例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機)並びに第8444項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針) |
| | －第8444項から第8447項までの機械の補助機械 |
| 844811 000 | －ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機 |
| 844819 000 | －その他のもの |
| 844820 000 | －第8444項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品 |
| | －第8445項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品 |
| 844831 000 | －針布 |
| 844832 000 | －紡績準備機械のもの(針布を除く。) |
| 844833 000 | －スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー |
| 844839 | －その他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| | 100 --- 精紡機のもの |
| | 900 --- その他のもの |
| 844842 | 000 --- 織機又はその補助機械の部分品及び附属品 |
| 844849 | 000 --- 織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム |
| 844851 | 000 --- その他のもの |
| | --- 第8447項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品 |
| | --- シンカー、針その他の物品(編目の編成に使用するものに限る。) |
| | 100 --- メリヤス針 |
| | 900 --- その他のもの |
| 844859 | --- その他のもの |
| | 100 --- 編機のもの |
| | 900 --- その他のもの |
| 8449 | |
| 844900 | 000 フェルト又は不織布(成形したものを含む。)の製造用又は仕上げ用の機械(フェルト帽の製造機械を含む。)及び帽の製造用の型 |
| 8451 | |
| | 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス(フュージングプレスを含む。)用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第8450項の機械を除く。)、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械(リリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。)及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械 |
| 845110 | × ドライクリーニング機 |
| | --- 乾燥機 |
| 845121 | × --- 1回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のもの |
| 845129 | 000 --- その他のもの |
| 845130 | × --- アイロンがけ用機械及びプレス(フュージングプレスを含む。) |
| 845140 | --- 洗浄用、漂白用又は染色用の機械 |
| | 200 --- 糸布染色用のもの |
| | 900 --- その他のもの |
| 845150 | 000 --- 紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械 |
| 845180 | 000 --- その他の機械 |
| 845190 | 000 --- 部分品 |
| 8454 | |
| | 転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機(冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。) |
| 845410 | 000 --- 転炉 |
| 845420 | 000 --- インゴット用鋳型及び取鍋 |
| 845430 | 000 --- 鋳造機 |
| 8455 | |
| | 金属圧延機及びそのロール |
| 845510 | 000 --- 管圧延機 |
| | --- その他の圧延機 |
| 845521 | 000 --- 熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの |
| 845522 | 000 --- 冷間圧延のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 845530 | 000 ー圧延機用ロール |
| 845590 | 000 ーその他の部分品 |
| 8456 | レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 |
| 845620 | 000 ー超音波によるもの |
| 845630 | ー放電によるもの |
| | ー ー 数値制御式のもの |
| | 110 ー ー ー ワイヤカット放電加工機 |
| | 190 ー ー ー その他のもの |
| | 900 ー ー その他のもの |
| 8457 | 金属加工用マシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る。)及びマルチステーショントランスファーマシン |
| 845710 | ーマシニングセンター |
| | ー ー 立軸マシニングセンター |
| | 110 ー ー ー 5軸以上のもの |
| | 190 ー ー ー その他のもの |
| | ー ー 横軸マシニングセンター |
| | 210 ー ー ー 5軸以上のもの |
| | 290 ー ー ー その他のもの |
| | ー ー その他のもの |
| | 910 ー ー ー 5軸以上のもの |
| | 990 ー ー ー その他のもの |
| 845720 | 000 ーユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る。) |
| 845730 | 000 ーマルチステーショントランスファーマシン |
| 8458 | 旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。) |
| | ー横旋盤 |
| 845811 | ー ー 数値制御式のもの |
| | 100 ー ー ー ターニングセンター |
| | 900 ー ー ー その他のもの |
| 845819 | 000 ー ー その他のもの |
| | ーその他の旋盤 |
| 845891 | ー ー 数値制御式のもの |
| | 100 ー ー ー ターニングセンター |
| | 900 ー ー ー その他のもの |
| 845899 | 000 ー ー その他のもの |
| 8459 | 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第8458項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。) |
| 845910 | 000 ーウェイタイプユニットヘッド機 |
| | ーその他のボール盤 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 845921 000 | — 数値制御式のもの |
| 845929 000 | — その他のもの — その他の中ぐりフライス盤 |
| 845931 000 | — 数値制御式のもの |
| 845939 000 | — その他のもの — その他の中ぐり盤 |
| 845941 000 | — 数値制御式のもの |
| 845949 000 | — その他のもの — 膝形フライス盤 |
| 845951 000 | — 数値制御式のもの |
| 845959 000 | — その他のもの — その他のフライス盤 |
| 845961 000 | — 数値制御式のもの |
| 845969 000 | — その他のもの |
| 845970 | — その他のねじ切り盤及びねじ立て盤 |
| 100 | — 数値制御式のもの |
| 900 | — その他のもの |
| 8460 | 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第8461項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。) |
| | — 平面研削盤 |
| 846012 000 | — 数値制御式のもの |
| 846019 000 | — その他のもの — その他の研削盤 |
| 846022 000 | — 芯無し研削盤(数値制御式のものに限る。) |
| 846023 000 | — その他の円筒研削盤(数値制御式のものに限る。) |
| 846024 | — その他のもの(数値制御式のものに限る。) |
| 100 | — 内面研削盤 |
| 900 | — その他のもの |
| 846029 | — その他のもの |
| 100 | — 円筒研削盤(芯無し式のものを除く。) |
| 900 | — その他のもの — 工具研削盤 |
| 846031 000 | — 数値制御式のもの |
| 846039 000 | — その他のもの |
| 846040 | — ホーニング盤及びラップ盤 |
| 100 | — 数値制御式のもの |
| 900 | — その他のもの |
| 846090 | — その他のもの |
| 100 | — 数値制御式のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| | 900 ーその他のもの |
| 8461 | 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械(金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) |
| 846120 | 000 ー形削り盤及び立削り盤 |
| 846130 | 000 ーブローチ盤 |
| 846140 | ー歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤 |
| | 100 ー数値制御式のもの |
| | 900 ーその他のもの |
| 846150 | 000 ー金切り盤及び切断機 |
| 846190 | ーその他のもの |
| | 100 ー数値制御式のもの |
| | 900 ーその他のもの |
| 8462 | 鍛造機、ハンマー及び型鍛造機(圧延機を除く。)(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン(引抜き機を除く。)(プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。) |
| | ー熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機(プレスを含む)及びハンマー |
| 846211 | 000 ー密閉型鍛造機 |
| 846219 | 000 ーその他のもの |
| | ーベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン(プレスブレーキを含む。)(圧延製品用のものに限る。) |
| 846222 | 000 ー形状成形機 |
| 846223 | 000 ー数値制御式のプレスブレーキ |
| 846224 | 000 ー数値制御式のパネルベンダー |
| 846225 | 000 ー数値制御式のロール成形機 |
| 846226 | 000 ーその他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、及びフラットニングマシン |
| 846229 | 000 ーその他のもの |
| | ースリッター機、切断機及びその他の剪断機(パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。)(圧延製品用のものに限る。) |
| 846232 | 000 ースリッター機及び切断機 |
| 846233 | 000 ー数値制御式の剪断機 |
| 846239 | 000 ーその他のもの |
| | ーパンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン(プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を含む。)(圧延製品用のものに限る。) |
| 846242 | 000 ー数値制御式のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 846249 000 | <ul style="list-style-type: none"> — その他のもの — 炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械(プレスを除く。) |
| 846251 000 | — 数値制御式のもの |
| 846259 000 | <ul style="list-style-type: none"> — その他のもの — 冷間金属加工プレス |
| 846261 000 | — 液圧プレス |
| 846262 000 | — 機械プレス |
| 846263 000 | — サーボプレス |
| 846269 000 | — その他のもの |
| 846290 000 | — その他のもの |
| 8463 | その他の加工機械(金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。) |
| 846310 000 | — 引抜き機(棒、管、型材、線その他これらに類する物品用のものに限る。) |
| 846320 000 | — ねじ転造盤 |
| 846330 000 | — 線の加工機械 |
| 846390 000 | — その他のもの |
| 8464 | 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械 |
| 846410 | <ul style="list-style-type: none"> — のこ盤 100 — 鉱物性材料の加工用のもの 200 — ガラスの冷間加工用のもの |
| 846420 | <ul style="list-style-type: none"> — 研削盤及び研磨盤 100 — 鉱物性材料の加工用のもの 200 — ガラスの冷間加工用のもの |
| 846490 | <ul style="list-style-type: none"> — その他のもの 100 — 鉱物性材料の加工用のもの 200 — ガラスの冷間加工用のもの |
| 8465 | 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械(くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のもを含む。) |
| 846510 000 | — 二以上の加工機能を有する機械(それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。) |
| 846520 000 | <ul style="list-style-type: none"> — マシニングセンター — その他のもの |
| 846591 | <ul style="list-style-type: none"> — のこ盤 100 — 木材の加工用のもの 900 — その他のもの |
| 846592 000 | — 平削り盤及びフライス盤並びにモールドー(切削加工を行うものに限る。) |
| 846593 000 | — 研削盤及び研磨盤 |
| 846594 000 | — ベンディングマシン及び組立て用機械 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 846595 | 000 ーボール盤及びほぞ穴盤 |
| 846596 | 000 ーひき割り機、薄切り機及び削り機 |
| 846599 | ーその他のもの |
| | 100 ー合板製造機械 |
| | 900 ーその他のもの |
| 8466 | 第8456項から第8465項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品 (工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な 附属装置を含む。)並びに手持工具用ツールホルダー |
| | × ーツールホルダー及び自動開きダイヘッド |
| | × ー工作物保持具 |
| 846630 | ー割出台その他の特殊な附属装置(機械用のものに限る。) |
| | 100 ー第8456項から第8463項までの機械に使用するもの |
| | 400 ー第8464項又は第8465項の機械に使用するもの |
| | ーその他のもの |
| 846691 | 000 ー第8464項の機械に使用するもの |
| 846692 | 000 ー第8465項の機械に使用するもの |
| 846693 | 000 ー第8456項から第8461項までの機械に使用するもの |
| 846694 | 000 ー第8462項又は第8463項の機械に使用するもの |
| 8467 | 手持工具(ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機(電気式であるかないかを 問わない。)を自蔵するものに限る。) |
| | ーニューマチックツール |
| | × ー回転工具(回転衝撃式工具を含む。) |
| 846719 | 000 ーその他のもの<さく岩機に限る。> |
| | × ー電気式原動機を自蔵するもの |
| | ーその他の工具 |
| 846781 | 000 ーチェーンソー |
| | × ーその他のもの |
| | ー部分品 |
| 846791 | 000 ーチェーンソーのもの |
| | × ーニューマチックツールのもの |
| | × ーその他のもの |
| 8468 | はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(切断に使用することができるかできない かを問わないものとし、第8515項のものを除く。)及びガス式の表面熱処理用機器 |
| 846810 | 000 ー手持ち式トーチ |
| 846820 | 000 ーその他のガス式の機器 |
| 846880 | 000 ーその他の機器 |
| 846890 | 000 ー部分品 |
| 8471 | 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、 データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械 (他の項に該当するものを除く。) |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 847130 | × ー携帯用の自動データ処理機械(重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。) ーその他の自動データ処理機械 |
| 847141 | 000 ー少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの(入力装置と出力装置とが一体となっているかいないかを問わない。) <アナログ式又はハイブリッド式のものに限る。> |
| 847149 | 000 ーその他のもの(システムの形態で提示するものに限る。) <アナログ式又はハイブリッド式のものに限る。> |
| 847150 | 000 ー処理装置(第847141号及び第847149号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。) <アナログ式又はハイブリッド式のものに限る。> |
| 8473 | 第8470項から第8472項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。) |
| 847330 | 000 ー第8471項の機械の部分品及び附属品 <第847160号の機械の部分品及び附属品を除く。> |
| 8474 | 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉碎機、混合機及び捏和機(固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。)、凝結機及び成形機(固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。)並びに鋳物用砂型の造型機 |
| 847410 | 000 ー選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機 |
| 847420 | 000 ー破砕機及び粉碎機 ー混合機及び捏和機 |
| 847431 | 000 ーコンクリート又はモルタルの混合機 |
| 847432 | 000 ー鉱物性物質とビチューメンとの混合機 |
| 847439 | 000 ーその他のもの |
| 847480 | 000 ーその他の機械 |
| 847490 | ー部分品 |
| | 100 ー選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉碎機、混合機及び捏和機に使用するもの |
| | 900 ーその他のもの |
| 8475 | 電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械 |
| 847510 | 000 ー電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械 ーガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械 |
| 847521 | 000 ー光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械 |
| 847529 | 000 ーその他のもの |
| 847590 | 000 ー部分品 |
| 8477 | ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械(この類の他の項に該当するものを除く。) |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 847710 | 000 一射出成形機 |
| 847720 | 000 一押出成形機 |
| 847730 | 000 一吹込み成形機 |
| 847740 | 000 一真空成形機及びその他の熱成形機 一その他の機械(成形用機械に限る。) |
| 847751 | 000 一空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの |
| 847759 | 000 一その他のもの |
| 847780 | 000 一その他の機械 |
| 847790 | 一部分品 |
| | 100 一第847710号から第847759号までの機械のもの |
| | 900 一その他のもの |
| 8478 | たばこの調製用又は製造用の機械(この類の他の項に該当するものを除く。) |
| 847810 | 000 一たばこの調製用又は製造用の機械 |
| 847890 | 000 一部分品 |
| 8479 | 機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) |
| | × 一土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械 |
| 847920 | 000 一動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械 |
| 847930 | 000 一プレス(木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。)その他の木材又はコルクの処理用機械 |
| 847940 | 000 一綱又はケーブルの製造機械 |
| 847950 | 000 一産業用ロボット(他の号に該当するものを除く。) |
| 847960 | 000 一蒸発式空気冷却装置 一その他の機械類 |
| 847981 | 000 一金属の処理用のもの(電線の巻線機を含む。) |
| 847982 | 000 一混合用、捏和用、破碎用、粉碎用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械 |
| 847989 | 一その他のもの |
| | 100 一絶縁テープ巻付け機その他これに類する絶縁電線の製造機械 |
| | × 一その他のもの |
| 847990 | 000 一部分品 |
| 8480 | 金属鑄造用鑄型枠、鑄型ベース、鑄造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴット用のものを除く。) |
| 848010 | 000 一金属鑄造用鑄型枠 |
| 848020 | 000 一鑄型ベース |
| 848030 | 000 一鑄造用パターン 一金属又は金属炭化物の成形用の型 |
| 848041 | 000 一射出式又は圧縮式のもの |
| 848049 | 000 一その他のもの |
| 848050 | 000 一ガラスの成形用の型 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 848060 | 000 一 鋳物性材料の成形用の型 一 ゴム又はプラスチックの成形用の型 |
| 848071 | 000 一 一 射出式又は圧縮式のもの |
| 848079 | 000 一 一 その他のもの |
| 8481 | コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、か ん 胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。) |
| 848110 | 000 一 減圧弁 |
| 848120 | 000 一 油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁 |
| 848130 | 一 逆止弁 |
| | 100 一 一 車両用の弁 |
| | 900 一 一 その他のもの |
| 848140 | 000 一 安全弁及び逃がし弁 |
| 848180 | 一 その他の物品 |
| | 一 一 鉄鋼製のもの |
| | 110 一 一 一 鋳鉄製のもの(可鍛鋳鉄製のものを含む。) |
| | 190 一 一 一 その他のもの |
| | 200 一 一 銅製のもの |
| | 900 一 一 その他のもの |
| 848190 | 000 一 部分品 |
| 8483 | ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクラ ン クシャフトを含む。)クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、 ローラー スクリュー、はずみ車、プーリー(プーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手 (自在継手を含む。) |
| 848340 | 一 歯車及び歯車伝動機(単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocketその他の 伝動装置の構成部品を除く。)、ボールスクリュー、ローラー スクリュー並びにギヤボックス その他の変速機(トルクコンバーターを含む。) |
| | 100 一 一 無段変速機 |
| 8484 | ガスケットその他これに類するジョイント(他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上 の金属から成るものに限る。)、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセット にし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール |
| 848420 | 000 一 メカニカルシール |
| 8487 | 機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの 及びこの類の他の項に該当するものを除く。) |
| | × 一 船舶のプロペラ及びその羽根 |
| 848790 | 000 一 その他のもの |
| 8501 | 電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。) |
| | × 一 電動機(出力が37.5ワット以下のものに限る。) |
| | × 一 交直両用電動機(出力が37.5ワットを超えるものに限る。) |
| | 一 一 その他の直流電動機及び直流発電機(光発電機を除く。) |
| 850131 | 一 一 出力が750ワット以下のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| | 200 --- 直流発電機 |
| 850132 | 000 --- 出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの |
| 850133 | 000 --- 出力が75キロワットを超え375キロワット以下のもの |
| 850134 | 000 --- 出力が375キロワットを超えるもの |
| | × --- その他の単相交流電動機 |
| | --- その他の多相交流電動機 |
| 850152 | --- 出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの |
| | 100 --- 出力が11キロワット以下のもの |
| | 200 --- 出力が11キロワットを超えるもの |
| 850153 | 000 --- 出力が75キロワットを超えるもの |
| | --- 交流発電機(光発電機を除く。) |
| 850161 | 000 --- 出力が75キロボルトアンペア以下のもの |
| 850162 | 000 --- 出力が75キロボルトアンペアを超え 375キロボルトアンペア以下のもの |
| 850163 | 000 --- 出力が 375キロボルトアンペアを超え 750キロボルトアンペア以下のもの |
| 850164 | --- 出力が 750キロボルトアンペアを超えるもの |
| | 300 --- 内燃機関(ピストン式のもの) 式のもの |
| | 900 --- その他のもの |
| | --- 直流光発電機 |
| 850171 | 000 --- 出力が50ワット以下のもの |
| 850172 | 000 --- 出力が50ワットを超えるもの |
| 850180 | 000 --- 交流光発電機 |
| 8502 | 発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及びロータリーコンバーター |
| | --- 発電機(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)とセットにしたものに限る。) |
| 850211 | 000 --- 出力が75キロボルトアンペア以下のもの |
| 850212 | 000 --- 出力が75キロボルトアンペアを超え 375キロボルトアンペア以下のもの |
| 850213 | 000 --- 出力が 375キロボルトアンペアを超えるもの |
| 850220 | 000 --- 発電機(ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。) |
| | --- 発電機(その他の原動機とセットにしたものに限る。) |
| 850231 | 000 --- 風力式のもの |
| 850239 | 000 --- その他のもの |
| 850240 | 000 --- ロータリーコンバーター |
| 8503 | |
| 850300 | 000 第8501項又は第8502項の機械に専ら又は主として使用する部分品 |
| 8504 | トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及びインダクター |
| 850410 | 000 --- 放電管用安定器 |
| | --- トランスフォーマー(絶縁性の液体を使用するものに限る。) |
| 850421 | 000 --- 容量が650キロボルトアンペア以下のもの |
| 850422 | 000 --- 容量が650キロボルトアンペアを超え10,000キロボルトアンペア以下のもの |
| 850423 | 000 --- 容量が10,000キロボルトアンペアを超えるもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 850431 | ーその他のトランスフォーマー ー容量が1キロボルトアンペア以下のもの 200 ー計器用変成器 900 ーその他のもの<中間周波変成器及び高周波変成器を除く。> 850432 000 ー容量が1キロボルトアンペアを超え16キロボルトアンペア以下のもの 850433 000 ー容量が16キロボルトアンペアを超え500キロボルトアンペア以下のもの 850434 000 ー容量が500キロボルトアンペアを超えるもの 850440 ースタティックコンバーター ー整流器 110 ーシリコン整流器 190 ーその他のもの 850450 000 ーその他のインダクター 850490 000 ー部分品 |
| 8511 | 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉器 851110 000 ー点火プラグ<自動車用であって補修用のものを除く。> 851120 000 ー点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機 <自動車用であって補修用のものを除く。> 851130 ーディストリビューター及びイグニッションコイル 100 ー自動車用のもの<補修用のものを除く。> 900 ーその他のもの 851140 ースターター及び始動充電発電機 100 ー自動車用のもの<補修用のものを除く。> 900 ーその他のもの 851150 000 ーその他の発電機 851180 ーその他の機器 100 ー自動車用のもの<補修用のものを除く。> 900 ーその他のもの 851190 ー部分品 100 ー自動車用のもの<補修用のものを除く。> 900 ーその他のもの |
| 8512 | 電気式の照明用又は信号用の機器(第8539項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。) × ー照明用又は可視信号用の機器(自転車に使用する種類のものに限る。) 851220 000 ーその他の照明用又は可視信号用の機器<自転車用及び補修用のものを除く。> 851230 000 ー音響信号機器<自転車用及び補修用のものを除く。> 851240 000 ーウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置<自転車用及び補修用のものを除く。> 851290 000 ー部分品<自転車用および補修用のものを除く。> |
| 8514 | 工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。)及び |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 851411 000 | 工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。) ー抵抗加熱炉 ー熱間静水圧プレス |
| 851419 000 | ーその他のも |
| 851420 000 | ー電磁誘導又は誘電損失により機能する炉 ーその他の炉 |
| 851431 000 | ー電子ビーム炉 |
| 851432 000 | ープラズマアーク炉及び真空アーク炉 |
| 851439 000 | ーその他のも |
| 851440 000 | ーその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。) |
| 851490 000 | ー部分品 |
| 8515 | はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電気式(電気加熱ガス式を含む。)、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。)及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器 ーろう付け用又ははんだ付け用の機器 851511 000 ーはんだごて及びはんだ付けガン 851519 000 ーその他のも ー金属用抵抗溶接機器 851521 000 ー全自動式又は半自動式のもの 851529 000 ーその他のも ーアーク溶接機器(プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。) 851531 000 ー全自動式又は半自動式のもの 851539 000 ーその他のも 851580 000 ーその他の機器 851590 000 ー部分品 |
| 8517 | 電話機(スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回路網用のその他の電話を含む。) 及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第8443項、第8525項、第8527項及び第8528項の送受信機器を除く。) × ー電話機(スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。) ーその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。) 851761 000 ー基地局<有線電話用又は有線電信用のものに限る。> 851762 000 ー音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械(スイッチング機器及びルーティング機器を含む。)<有線電話用又は有線電信用のものに限るものとし、電話用のインターホンを除く。> |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 851769 000 | ーその他のもの<有線電話用又は有線電信用のものに限る。> ー部分品<有線電話用又は有線電信用のものに限る。> |
| 851771 000 | ーアンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品 |
| 851779 000 | ーその他のもの |
| 8526 | レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器 |
| 852610 000 | ーレーダー ーその他のもの |
| 852691 000 | ー航行用無線機器 |
| 852692 000 | ー無線遠隔制御機器 |
| 8530 | 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通 管制用の電気機器(第8608項のものを除く。) × ー鉄道用又は軌道用の機器 |
| 853080 000 | ーその他の機器 |
| 853090 000 | ー部分品 |
| 8531 | 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難 警報器及び火災警報器。第8512項又は第8530項のものを除く。) |
| 853110 000 | ー盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器 |
| 853120 000 | ー表示盤(液晶デバイス(LCD)又は発光ダイオード(LED)を自蔵するものに限る。) |
| 853180 000 | ーその他の機器 |
| 853190 000 | ー部分品 |
| 8532 | 固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー |
| 853210 000 | ー固定式コンデンサー(50又は60ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が0.5キロ ワット以上のものに限る(電力用コンデンサー)。) |
| 8533 | 電気抵抗器(可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。) |
| 853390 000 | ー部分品 |
| 8534 | |
| 853400 000 | 印刷回路 |
| 8535 | 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧 リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを 超えるものに限る。) |
| 853510 000 | ーヒューズ ー自動遮断器 |
| 853521 000 | ー使用電圧が72.5キロボルト未満のもの |
| 853529 000 | ーその他のもの |
| 853530 000 | ー断路機及び開閉スイッチ |
| 853540 | ー避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器 |
| 100 | ー避雷器 |
| 900 | ーその他のもの |
| 853590 000 | ーその他のもの |
| 8536 | 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| | 抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束にしたものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用の接続子 |
| 853610 | 000 - ヒューズ |
| 853620 | 000 - 自動遮断器 |
| 853630 | 000 - 電気回路保護用のその他の機器 |
| | - 継電器 |
| | × - - 使用電圧が60ボルト以下のもの |
| 853649 | 000 - - その他のもの |
| 853650 | - その他のスイッチ |
| | × - - マイクロスイッチ |
| | 900 - - その他のもの |
| | × - ランプホルダー、プラグ及びソケット |
| 853690 | - その他の機器 |
| | 100 - - 開閉用機器 |
| 8537 | 電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品(第90類の機器を自蔵するものを含み、第8535項又は第8536項の機器を二以上装備するものに限る。)及び数値制御用の機器(第8517項の交換機を除く。) |
| 853710 | 000 - 使用電圧が1,000ボルト以下のもの |
| 853720 | 000 - 使用電圧が1,000ボルトを超えるもの |
| 8538 | 第8535項から第8537項までの機器に専ら又は主として使用する部分品 |
| 853810 | 000 - 第8537項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品(機器を装備してないものに限る。) |
| 853890 | - その他のもの |
| | 100 - - 開閉用機器のもの |
| | 200 - - 保護用機器のもの |
| | 900 - - その他のもの |
| 8543 | 電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) |
| 854320 | 000 - 信号発生器 |
| 8608 | |
| 860800 | 000 信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器(電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。)及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品 |
| 8701 | トラクター(第8709項のトラクターを除く。) |
| 870110 | 000 - - 軸トラクター |
| | - セミトレーラー用の道路走行用トラクター |
| 870121 | 000 - - ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したもの |
| 870122 | 000 - - 駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 870123 | 000 ー ー 駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの |
| 870124 | 000 ー ー 駆動原動機として電動機のみを搭載したもの |
| 870129 | 000 ー ー その他のもの |
| 870130 | 000 ー 無限軌道式トラクター ー その他のもの |
| 870191 | ー ー エンジン出力が18キロワット以下のもの × ー ー ー 農業用のもの 900 ー ー ー その他のもの |
| 870192 | ー ー エンジン出力が18キロワットを超え37キロワット以下のもの × ー ー ー 農業用のもの 900 ー ー ー その他のもの |
| 870193 | ー ー エンジン出力が37キロワットを超え75キロワット以下のもの × ー ー ー 農業用のもの 900 ー ー ー その他のもの |
| 870194 | ー ー エンジン出力が75キロワットを超え130キロワット以下のもの × ー ー ー 農業用のもの 900 ー ー ー その他のもの |
| 870195 | ー ー エンジン出力が130キロワットを超えるもの × ー ー ー 農業用のもの 900 ー ー ー その他のもの |
| 8702 | 10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車 |
| 870210 | ー ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)のみを搭載したもの 100 ー ー ノックダウンのもの ー ー その他のもの 910 ー ー ー 中古のもの 920 ー ー ー その他のもの |
| 870220 | ー 駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの 100 ー ー 中古のもの 900 ー ー その他のもの |
| 870230 | ー 駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの 100 ー ー 中古のもの 900 ー ー その他のもの |
| 870240 | ー 駆動原動機として電動機のみを搭載したもの 100 ー ー 中古のもの 900 ー ー その他のもの |
| 870290 | ー その他のもの 100 ー ー ノックダウンのもの ー ー その他のもの 910 ー ー ー 中古のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|--------|---|
| 8703 | 920 ---その他のもの 乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第8702項のものを除く。) |
| 870310 | 000 - 雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両 - その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに 限る。) |
| 870321 | ---シリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの |
| | 100 --- ノックダウンのもの --- その他のもの -----シリンダー容積が660立方センチメートル以下のもの |
| | 915 ----- 中古のもの |
| | 919 ----- その他のもの -----シリンダー容積が660立方センチメートルを超えるもの |
| | 925 ----- 中古のもの |
| | 929 ----- その他のもの |
| 870322 | ---シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの |
| | 100 --- ノックダウンのもの --- その他のもの |
| | 910 ----- 中古のもの |
| | 920 ----- その他のもの |
| 870323 | ---シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの |
| | 100 --- ノックダウンのもの --- その他のもの -----シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの |
| | 915 ----- 中古のもの |
| | 919 ----- その他のもの -----シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの |
| | 925 ----- 中古のもの |
| | 929 ----- その他のもの |
| 870324 | ---シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの |
| | 100 --- ノックダウンのもの --- その他のもの |
| | 910 ----- 中古のもの |
| | 920 ----- その他のもの |
| | - その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限る。) |
| 870331 | ---シリンダー容積が1,500立方センチメートル以下のもの |
| | 100 --- 中古のもの |
| | 900 --- その他のもの |
| 870332 | ---シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,500立方センチメートル以下のもの |
| | 100 --- ノックダウンのもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|--------|--|
| | ---その他のもの ----シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの 915-----中古のもの 919-----その他のもの ----シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの 925-----中古のもの 929-----その他のもの |
| 870333 | --シリンダー容積が2,500立方センチメートルを超えるもの 100----ロックダウンのもの ----その他のもの 910----中古のもの 920----その他のもの |
| 870340 | -その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。) 100--中古のもの 900--その他のもの |
| 870350 | -その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。) 100--中古のもの 900--その他のもの |
| 870360 | -その他の車両(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。) 100--中古のもの 900--その他のもの |
| 870370 | -その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。) 100--中古のもの 900--その他のもの |
| 870380 | -その他の車両(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。) 100--中古のもの 900--その他のもの |
| 870390 | -その他のもの 100--中古のもの 900--その他のもの |
| 8704 | 貨物自動車 |
| 870410 | -ダンプカー(不整地走行用に設計したものに限る。) |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|--------|---|
| 870421 | 100 -- 中古のもの 900 -- その他のもの -- その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみをを搭載したものに限る。) -- 車両総重量が5トン以下のもの |
| 870422 | 100 --- ノックダウンのもの --- その他のもの ---- シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの 915 ----- 中古のもの 919 ----- その他のもの ---- シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの 925 ----- 中古のもの 929 ----- その他のもの -- 車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの |
| 870423 | 100 --- ノックダウンのもの --- その他のもの ---- シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの 915 ----- 中古のもの 919 ----- その他のもの ---- シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの 925 ----- 中古のもの 929 ----- その他のもの -- 車両総重量が20トンを超えるもの |
| 870431 | 100 --- ノックダウンのもの --- その他のもの 910 ---- 中古のもの 920 ---- その他のもの -- その他のもの(ピストン式火花点火内燃機関をのみを搭載したものに限る。) -- 車両総重量が5トン以下のもの |
| 870432 | 100 --- ノックダウンのもの --- その他のもの ---- シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの 915 ----- 中古のもの 919 ----- その他のもの ---- シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの 925 ----- 中古のもの 929 ----- その他のもの -- 車両総重量が5トンを超えるもの --- シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの 915 ---- 中古のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|--------|---|
| 870441 | 919 ----- その他のもの ----- シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの 925 ----- 中古のもの 929 ----- その他のもの ----- その他のもの(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限る。) ----- 車両総重量が5トン以下のもの |
| 870442 | 100 ----- ノックダウンのもの ----- その他のもの ----- シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの 915 ----- 中古のもの 919 ----- その他のもの ----- シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの 925 ----- 中古のもの 929 ----- その他のもの ----- 車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの |
| 870443 | 100 ----- ノックダウンのもの ----- その他のもの ----- シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの 915 ----- 中古のもの 919 ----- その他のもの ----- シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの 925 ----- 中古のもの 929 ----- その他のもの ----- 車両総重量が20トンを超えるもの |
| 870451 | 100 ----- ノックダウンのもの ----- その他のもの ----- シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの 915 ----- 中古のもの 919 ----- その他のもの ----- シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの 925 ----- 中古のもの 929 ----- その他のもの ----- その他のもの(駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限る。) ----- 車両総重量が5トン以下のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 870452 | <ul style="list-style-type: none"> — 車両総重量が5トンを超えるもの — シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの |
| 915 | — 中古のもの |
| 919 | — その他のもの |
| | — シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの |
| 925 | — 中古のもの |
| 929 | — その他のもの |
| 870460 | — その他のもの(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。) |
| 100 | — 中古のもの |
| 900 | — その他のもの |
| 870490 | — その他のもの |
| 100 | — 中古のもの |
| 900 | — その他のもの |
| 8705 | 特殊用途自動車(例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。) |
| 870510 | — クレーン車 |
| 100 | — 中古のもの |
| 900 | — その他のもの |
| 870520 | 000 — せん孔デリック車 |
| 870530 | 000 — 消防車 |
| 870540 | 000 — コンクリートミキサー車 |
| 870590 | 000 — その他のもの |
| 8706 | |
| 870600 | 原動機付きシャシ(第8701項から第8705項までの自動車用のものに限る。) |
| 100 | — バス用のもの |
| 200 | — 貨物自動車用のもの |
| 900 | — その他のもの |
| 8707 | 車体(運転室を含むものとし、第8701項から第8705項までの自動車用のものに限る。) |
| 870710 | 000 — 第8703項の車両用のもの<補修用のものを除く。> |
| 870790 | 000 — その他のもの<補修用のものを除く。> |
| 8708 | 部分品及び附属品(第8701項から第8705項までの自動車のものに限る。) |
| 870810 | 000 — バンパー及びその部分品<補修用のものを除く。> |
| | — 車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び附属品 |
| 870821 | 000 — シートベルト<補修用のものを除く。> |
| 870822 | 000 — この類の号注1のフロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓<補修用のものを除く。> |
| 870829 | 000 — その他のもの<補修用のものを除く。> |
| 870830 | 000 — ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品<補修用のものを除く。> |
| 870840 | 000 — ギヤボックス及びその部分品<補修用のものを除く。> |
| 870850 | 000 — 駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 870870 000 | 有しないかを問わない。)及び非駆動軸並びにこれらの部分品 <補修用のものを除く。> －車輪並びにその部分品及び附属品<補修用のものを除く。> |
| 870880 000 | －懸架装置及びその部分品(ショックアブソーバーを含む。)<補修用のものを除く。> －その他の部分品及び附属品 |
| 870891 000 | －ラジエーター及びその部分品<補修用のものを除く。> |
| 870892 000 | －消音装置(マフラー)及び排気管並びにこれらの部分品<補修用のものを除く。> |
| 870893 000 | －クラッチ及びその部分品<補修用のものを除く。> |
| 870894 000 | －ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品 <補修用のものを除く。> |
| 870895 000 | －安全エアバック(インフレーターシステムを有するものに限る。)及びその部分品 <補修用のものを除く。> |
| 870899 | －その他のもの |
| 100 | －車輪式トラクターのもの |
| 900 | －その他のもの<無限軌道式トラクター以外の補修用のものを除く。> |
| 8709 | 自走式作業トラック(工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。)及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品 |
| 870911 000 | －電気式のもの |
| 870919 000 | －その他のもの |
| 870990 000 | －部分品 |
| 8716 | トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両(機械式駆動機構を有するものを除く。)並びにこれらの部分品 |
| 871610 000 | －トレーラー及びセミトレーラー(住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。) ×－農業用のトレーラー及びセミトレーラー(積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。) －貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー |
| 871631 000 | －タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー |
| 871639 000 | －その他のもの |
| 871640 000 | －その他のトレーラー及びセミトレーラー |
| 871680 000 | －その他の車両 |
| 871690 000 | －部分品<補修用のものを除く。> |
| 8801 | |
| 880100 000 | 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機 <グライダー又はハンググライダーに限る。> |
| 8802 | その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機。第8806項の無人航空機を除く。)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット |
| | －ヘリコプター |
| 880211 000 | －自重が2,000キログラム以下のもの |
| 880212 000 | －自重が2,000キログラムを超えるもの |
| 880220 000 | －飛行機その他の航空機(自重が2,000キログラム以下のもの) |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 880230 | 000 ー飛行機その他の航空機(自重が2,000キログラムを超え 15,000キログラム以下のもの) |
| 880240 | 000 ー飛行機その他の航空機(自重が15,000キログラムを超えるもの) |
| 8805 | 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品 |
| | ー航空用地上訓練装置及びその部分品 |
| 880521 | 000 ー空中戦用シミュレーター及びその部分品 |
| 880529 | 000 ーその他のもの |
| 8806 | 無人航空機 |
| 880610 | 000 ー旅客の輸送用に設計したもの ーその他のもの(遠隔制御飛行専用のものに限る。) |
| 880621 | 000 ー最大離陸重量が250グラム以下のもの |
| 880622 | 000 ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの |
| 880623 | 000 ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの |
| 880624 | 000 ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの |
| 880629 | 000 ーその他のもの ーその他のもの |
| 880691 | 000 ー最大離陸重量が250グラム以下のもの |
| 880692 | 000 ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの |
| 880693 | 000 ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの |
| 880694 | 000 ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの |
| 880699 | 000 ーその他のもの |
| 8807 | 部分品(第8801項、第8802項又は第8806項の物品のものに限る。) |
| 880710 | 000 ープロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品 |
| 880720 | 000 ー着陸装置及びその部分品 |
| 880730 | 000 ー飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品 |
| 880790 | 000 ーその他のもの |
| 8905 | 照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶(航行以外の機能を主とするものに限る。)浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム |
| 890520 | 000 ー浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム |
| 9012 | 顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回折機器 |
| 901210 | 000 ー顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回折機器 |
| 901290 | 000 ー部分品及び附属品 |
| 9014 | 羅針盤その他の航行用機器 |
| | × ー羅針盤 |
| 901420 | 000 ー空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。) |
| 901480 | ーその他の機器 |
| | 100 ー超音波式魚群探知機 |
| 9022 | エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|--|--|
| 902212 000 902213 000 902214 000 902219 000 902221 000 902229 000 902230 000 902290 910 990 | その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機 ーエックス線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、 医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。) ーコンピュータ断層撮影装置 ーその他のもの(歯科用のものに限る。) ーその他のもの(医療用又は獣医用のものに限る。) ーその他の用途に供するもの ーアルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器(放射線写真 用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないか を問わない。) ー医療用又は獣医用のもの ーその他の用途に供するもの ーエックス線管 ーその他のもの(部分品及び附属品を含む。) ー医療用のもの ーその他のもの |
| 9032 903289 100 | 自動調整機器 × ーサーモスタット × ーマノスタット ーその他の機器 × ー液体式又は気体式のもの ーその他のもの ー電気式のもの<電子式の自動電圧調整機器に限る> |
| 9406 940610 000 940620 000 940690 000 | プレハブ建築物 ー木製のもの ー鋼製のモジュール式建築ユニット ーその他のもの |